第1号様式 別紙1

氏名 (法人にあっては名称)	オタフクソース株式会社
住所	広島市西区商工センター7丁目4-27
計画期間	令和 4 年 4 月 1 日 ~ 令和 7 年 3 月 31 日
基準年度(*1)	令和 3 年度

1 事業者の要件((1)、(2)については、特定年度(*2)における市内に設置された全ての事業所の合計量)

	✓ (1)原油換算エネルギー使用量(*3)が1,500キロリットル以上(特定事業者)
該当する事業者 の要件	✓ (2)エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量(*4)が 3,000トン以上(特定事業者)
	□ (3)特定事業者以外の事業者

2 事業の概要

事業者の業種	ソース製造業 (主たる事業の日本標準産業分類における細分類番号: 0943)		
事業の概要	ソース、酢、たれ、その他調味料の開発・ 製造・販売		

3 温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制

毎月の会議体などでの工場メンバーへのエネルギー使用量削減に向けた啓蒙、中長期計画の作成・現場 管理における企画立案、実務の実施

4 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

(1)	79971474 7 1	M H = 2 Military C to to the			
		基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比	
項	B	令和 3 年度	令和4~令和6年度 (平均値)	((a-b)/a)×100 (aは基準年度の実排出量)	
温室効果 定排出量		4,619 t-CO ₂	4,342 t-CO ₂	6.0 %	
温室効果ガス みなし排出量(*6)			4,342 t-CO ₂	6.0 %	
目標設定の考え方 京都議定書に基づき6%削減を目標					

- *1 基準年度とは、温室効果がスの抑制度合を比較する基準の年度であり、原則として特定年度(*2)とする。なお、基準年度の温室効果ガス実排出量(*5)については、事業活動の著しい変動等により特定年度が基準年度として適当でないときは、事業者の判断により、特定年度を含む連続した過去3か年度の平均値とすることができる。
- *2 特定年度とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度をいう。
- *3 原油換算エネルギー使用量とは、燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ発熱量に換算した後、原油の数量に換算した量の合算をいう。
- *4 温室効果ガス排出量とは、二酸化炭素(エネルギー起源のもの及び非エネルギー起源のもの)、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフル オロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄)の排出量を二酸化炭素の数量に換算したものをいう。
- *5 温室効果ガス実排出量とは、上記(*4)のうちエネルギー起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ガス 排出量が特定事業者単位で3,000トン以上のものの排出量の合算をいう。
- *6 温室効果ガスみなし排出量とは、上記(*5)に対して環境価値(*8)に相当する温室効果ガスの削減量等を調整したものをいう。なお、環境価値が活用されないときの温室効果ガスみなし排出量は、温室効果ガス実排出量と等しくなる。

(2) 事業分類ごとの原単位(*7)の抑制に関する目標 (※任意記載)

(=/ 1 //100 /// = =	7/41 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -			
	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比	
事業分類	令和 3 年度	令和4~令和6年度 (平均値)	((a-b)/a)×100	
本社工場	0. 05514	0. 05459	1.0 %	
中国支店	0.0678	0.06712	1.0 %	
お好み焼館	0.00886	0.00877	1.0 %	
原単位の指標及び 本社工場:製造量 お好み館:来場者数 中国支店:売上 目標設定の考え方 省エネ法における努力目標原単位年1%以上の削減				

(3) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

- ・定期的な工場内巡視によるエアー及び蒸気漏れ箇所の早期発見、早期修理
- ・本社工場内で老朽化し故障した空調機の速やかな修理対応(無駄な電気使用量の削減)
- ・生産設備の洗浄時間及び洗浄用温水温度の見直しによるエネルギー使用量の削減
- ・生産設備のダウンサイジング化で生産性向上による省エネルギー体制の構築

(1)	担室効里ガスみかし	排出量の抑制に関っ	よる地圏の内容	(環境価値(*8)の活用等)
(1)	皿玉別木// へかはし	/カト141 里 // カヤルロリ (〜 天	りの担国ツバイ	(塚児

無し

(5) 温室効果ガスの排出の抑制等に関する基本方針

環境への継続的取り組みを重要課題の一つと位置付け、エネルギー消費抑制によるCO2削減に社員全員参加で取り組む

5 その他の取組

各部署での徹底的な無駄なエネルギーロス(照明・空調機の使用及びエアー漏れ、水漏れ、蒸気漏れ等)の削減に努める

*7 原単位とは、温室効果が、ス排出量を生産量、延べ床面積等の当該排出量と密接な関係を持つ値で除したものをいう。 *8 環境価値とは、ホフセットクレジット制度等により、温室効果が、スの排出削減等を行うプロジェクトを通じて生成される温室効果が、スの削減量等をいう。なお、温室効果が、スみなし排出量(*6)の調整対象となる環境価値は市内分とし、市長が認めるものに限る。 大規模事業所ごとの温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(※大規模事業所を設置していない事業者は提出不要)

事業所の名称	オタフクソース株式会社	
事業所の所在地	広島市西区商工センター7丁目4-27	
事業所の業種	ソース製造業	
事業の概要	ソース、酢、たれ、その他調味料の開発・ 製造・販売	

- 1 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等
- (1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比	
項目	令和 3 年度	令和4~令和6年度 (平均値)	((a-b)/a)×100 (aは基準年度の実排出量)	
温室効果ガス 実排出量	4,359 t-CO ₂	4,097 t-CO ₂	6.0 %	
温室効果ガス みなし排出量		4,097 t-CO ₂	6.0 %	
目標設定の考え方 京都議定書に基づき6%削減を目標				

(2) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

- ・洗浄方法の見直しによる蒸気及び電気使用量の削減
- ・老朽化空調機の高効率省エネ型への順次更新
- ・照明のLED化推進
- ・新規設備の集約化(ダウンサイジング)による計画的なエネルギー使用量の削減
- ・冷却設備の集約化によるエネルギー使用量の削減

(3)	温室効里ガスみか1	排出量の抑制に	関する措置の内容	(環境価値の活用等)
\U/	- 1皿 + 3/J 木 // ハット/よ し	/ 1915 L L L 中 / ノ 1211 I I I I (し	. ITEL 9 (3.) 1 H I EL V J Y 1 / 1 / 1	- (22R 25R IIII IIP ∨ Z 1 円 元 1

/mr	7
-1111:	

2 その他の取組

環境への継続的取り組みを重要課題の一つと位置付け、エネルギー消費抑制によるCO2削減に社員全員参加で取り組む(クールビズ、ウォームビズ、TPOビズなど)